

○越前市地域自治振興条例

平成17年10月1日

条例第7号

改正 平成18年6月20日条例第25号

平成21年5月29日条例第20号

平成25年3月29日条例第4号

平成28年7月5日条例第19号

平成28年7月5日条例第21号

(目的)

第1条 この条例は、地区の市民等が身近な課題を自主的に解決し、地区の個性を生かして自立的にまちづくりを行う自治振興会の活動に関する事項の大綱を定めることにより、市と当該団体との間の基本的関係を明らかにするとともに、当該団体の民主的かつ効率的な活動の確保を図り、もって地域自治の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地区 おおむね小学校の通学区域を単位とする区域をいう。
- (2) 市民等 市民、事業者及びこれらの者で組織する団体をいう。
- (3) 地域自治 地区の市民等が、当該地区において自らの意思に基づき自らの責任においてまちづくりを行うことをいう。
- (4) 自治振興会 地域自治を推進するため、地区の市民等により組織された団体をいう。

(市の役割)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、市が本来果たすべき役割を重点的に担い、地区の市民等に関わる身近な課題解決のための活動はできる限り自治振興会に委ねることを基本として、自治振興会との間で適切に役割を分担するとともに、自治振興会に関する施策の実施に当たっては、自主性及び自立性が十分に発揮されるように配慮しなければならない。

2 市は、自治振興会と、共に地域社会を支える当事者として積極的に協働関係を構築しながら、地域自治を推進するものとする。

3 市は、地域自治の振興に関する施策の実施について、必要な財政上の支援措置を講ずるよう努めるものとする。

(平 2 5 条例 4 ・ 一部改正)

(自治振興会の役割)

第 4 条 自治振興会は、地域自治の振興を図るため、地区の市民等の意見、要望等を事業に反映させ、主体的に活動を行うものとする。

2 自治振興会は、地域自治の振興について、地区の市民等の意識の高揚を図るとともに、自発的に課題に取り組む人材の育成及び資源の有効活用に積極的に努めるものとする。

3 自治振興会は、その時々地域の課題に応じ、創意工夫を生かした実践的な活動の推進に努めるものとする。

4 自治振興会は、地域の特性を生かし、調和のある地域社会の形成を推進するよう努めるものとする。

5 自治振興会は、全市的な視点に立って、他の団体と相互に努めて協力するものとする。

(市民等の役割)

第 5 条 市民等は、自主性及び自己の責任に基づいて、地域自治の活動に積極的に参画するものとする。

(事務の委任)

第 6 条 市長は、第 1 条の目的を達成するため必要があると認めるときは、自治振興会を代表する者に対し、事務の一部を委任することができる。

(自治振興会の組織等)

第 7 条 自治振興会は、地区の市民等の意思が十分尊重された組織で構成されなければならない。

2 自治振興会は、組織及び運営に関する事項について、当該自治振興会の会則(次項において「会則」という。)で定めるものとする。

3 自治振興会は、会則に定めるところにより、会長その他の役員を置くものと

する。

(自治振興会の名称及び事務所の位置等)

第8条 自治振興会の名称、事務所の位置及び活動の対象区域は、別表のとおりとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の武生市地域自治振興条例(平成16年武生市条例第11号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年6月20日条例第25号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例により越前市地域自治振興条例別表に加えられた自治振興会については、当該自治振興会が設立された日から改正後の越前市地域自治振興条例の規定を適用する。

附 則(平成21年5月29日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月29日条例第4号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年7月5日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年7月5日条例第21号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成28年10月1日から施行する。

別表(第8条関係)

(平18条例25・平21条例20・平28条例19・平28条例21・

一部改正)

名称	位置	対象区域
東地区自治振興会	越前市国府二丁目 越前市武生東 公民館内	越前市公民館設置 及び管理条例施行 規則(平成17年越 前市教育委員会規 則第22号)第3条 に定める公民館の 対象区域とする。
西地区自治振興会	越前市中央二丁目 越前市武生西 公民館内	
南地区自治振興会	越前市武生柳町 越前市武生南公 民館内	
神山地区自治振興会	越前市広瀬町 越前市神山公民館 内	
吉野地区自治振興会	越前市本保町 越前市吉野公民館 内	
国高地区自治振興会	越前市国高二丁目 越前市国高公 民館内	
おおむし地区振興会	越前市丹生郷町 越前市大虫公民 館内	
坂口地区うららの町づく り振興会	越前市湯谷町 越前市坂口公民館 内	
王子保地区自治振興会	越前市四郎丸町 越前市王子保公 民館内	
北新庄地区自治振興会	越前市北町 越前市北新庄公民館 内	
北日野地区自治振興会	越前市矢放町 越前市北日野公民 館内	
味真野自治振興会	越前市味真野町 越前市味真野公 民館内	
しらやま振興会	越前市都辺町 越前市白山公民館 内	

花筐自治振興会	越前市栗田部町 越前市花筐公民館内
岡本地区自治振興会	越前市定友町 越前市岡本公民館内
南中山地区自治振興会	越前市西庄境町 越前市南中山公民館内
ふくま振興会	越前市藤木町 越前市服間公民館内